

「概略規定及び詳細規定」

概略規定

1. 第〇条

(事業の運営に関する基準)

指定給水装置工事事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることのないよう適切な作業を行うことができる技能を有する者に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

詳細規定

2. 第〇〇条

(給水装置工事に関し技能を有する者)

前条第2号に規定する技能を有する者とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当局（部・課）の旧配管技能者講習の修了者
- (2) 給水装置工事配管技能者認定協議会が認定した試験・講習会の該当者
- (3) 財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能者講習の修了者
- (4) その他、上記(1)～(3)と同等の技能を有する者と認められる者